

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回	2回	2回	2回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 毎年度、当基金のホームページに掲載しているリーフレットを更新した。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて当基金のホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 漁業災害補償関係業務運営委員会を利用して各県域における漁業の被害状況等についての意見交換を行い、業務運営の参考とした。	<自己評価> 評定：B 利用者等の立場に立って、自ら情報提供の充実を図ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間（4日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、令和2年度より信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付金利については、令和2年度及び3年度に検証を行った結果、信用基金が貸付原資を調達するに当たっての金融機関の貸出コスト等から全銀協日本円 TIBOR レートに0.35%上乗せした利率とすることが適切と判断した。 ○ 令和2年度及び3年度において、多くの魚種で共済金の支払いが続き、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金融機関からの借入れが多額となったことから、令和3年度に信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、中期計画における借入限度について、通則法第45条第1項のただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。 ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。	<自己評価> 評定：A 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標や中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払いが生じることとなり、国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたが、信用基金から漁業共済団体に多額の貸付けを実施することにより漁業者への共済金の支払いが滞りなく行われた。また、令和3年度においては、貸付額及び借入額が業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額を超過することが見込まれたため、資金ニーズの動向を

				適切に見極め、速やかに貸付限度額の変更、短期借入金の限度額超過の認可申請を行った（貸付限度額（漁業共済組合連合会について166億円から270億円）、短期借入金の限度額（110億円から227億円））。この結果、共済団体に対する貸付けができなくなる事態が避けられ、共済団体から漁業者に対する速やかな共済金の支払いを実現した。このように第4期中期目標・中期計画期間においては、外部から支払い財源を円滑に確保しつつ（令和2年度52億円、令和3年度140億円）、中期計画での想定を大きく上回る貸付けを主務省への必要な認可申請手続きも含めて滞りなく行って貸付業務を実施（令和2年度101億円、令和3年度188億円）することにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に想定を上回り大きく貢献したことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	A
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和２年度及び令和３年度について、魚価の大幅な下落（新型コロナウイルス感染症拡大の影響）や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	－	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354		
うち保険金（農業）	－	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
保証保険事業助成金（農業）	－	28	28	28	28	279	474		令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	－	1,200	673	525	642	419	116		
求償権回収事業委託費（林業）	－	20	14	10	7	26	28		
保険金（漁業）	－	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679		
保証保険事業助成金（漁業）	－	14	14	15	14	96	123		令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			－	－	－	－	5%	－
29年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第4 業務運営の効率化に関する事項 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の平成29年度予算に対する平均削減率は、63.4%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成するものと見込まれる。 ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の第4期中期目標期間中の支出額実績は、2. 主な経年データのとおりの目標の達成が見込まれる。 中期目標期間の最終年度である令和4年度においても傾向的に同様の削減率になると見込まれるが、保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因の影響を受け、その対象となる農林漁業者	<自己評価> 評定：A 平成30年度から令和3年度までの事業費の平成29年度予算に対する平均削減率は、63.4%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成する見込みである。

・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。			の借入金返済が滞り、支払いが増加する可能性は残っている。 ○ 農業・漁業の基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払いしは代位弁済費の支出の抑制に精力的に取り組んだこと（第１－１－(3)、第１－２－(3)及び第１－３－(2)を参照）により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	保険金支払いしは代位弁済費の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取り組を行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応> －
--	--	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 事業費削減の目標値の達成度合が120%以上のため、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	A

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）（百万円）		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879		
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579		
一般管理費（削減対象）（A－B）		412	292	345	329	257	299		
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			－	－	－	－	20%	
29年度予算に対する削減率	－	－	－	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和3年度までの4年間の平成29年度予算に対する平均削減率は、25.3%であり、現時点で定量的指標（20%以上）を達成しており、中期目標期間を通じて達成することが見込まれる。 (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲示板において周知した。 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、従前よりの取組に加え、主に以下の取組を行った。 ・ 電子決裁の導入及び内部会議への各自のパソコン持ち込み等によるペーパーレス化を推進した。 ・ 会計監査人について、事務の効率化及び監査費用削減の観点から、選定の対象年度を中期目標期間に相当する5年間に改めた。（第3期は、平成27年度から平成29年度までの3年間で対象。） ・ 定期購読物について、勘定毎の購読から法人単位で各購読物の重複を避けて購読することとした。 ・ 契約については、競争性を働かせる観点から、1者応札・1者応募の改善に向け、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、当該契約の手続きの中断をする等の取組を行った。	<自己評価> 評定：A 平成30年度から令和3年度までの一般管理費の平成29年度予算に対する平均削減率は、25.3%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（20%以上）を達成する見込みである。 経費支出の抑制に向けて、従前よりの取組に加え、新たな取組を着実にを行った。以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応>

ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。		○ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされている経費は含まない。）の第4期中期目標期間中の支出実績は、2. 主な経年データのとおりの目標の達成が見込まれる。 (2) 人件費の効率化 第4－2を参照。	－
--	---------------------------------------	--	--	---

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 ＜評価に至った理由＞ 経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上のため、「A」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －	A

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	－	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%			
	金額（百万円）	－	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%			
随意契約	件数	－	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%			
	金額（百万円）	－	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%			
合計	件数	－	11件	100%	22件	100%	29件	100%	25件	100%	11件	100%			
	金額（百万円）	－	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 平成30年度から令和3年度までの一般競争入札等は67件、20億58百万円で、契約全体に対する割合は、件数で77%、金額で90%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、13件であった。 また、随意契約は20件、2億40百万円で、契約全体に対する割合は、件数で23%、金額で10%であった。 イ 平成30年度から令和3年度までに締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 ○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html ○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 各年度の調達等合理化計画（案）、調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、毎年度開催した契約監視委員会において審議を受け承認された。 イ 総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り	<自己評価> 評価：A 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を着実に実施した。 また、調達等合理化計画に掲げる「1者応札・1者応募の改善の取組」の運用を徹底した結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和2年度1件、令和3年度0件となったこと、加えて、令和4年度から同取組を更に強化することとしており、前年度に引き続き、令和4年度においても、1者応札・1者応募となる

約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	約案件の事後点検を行う。 イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。	組むこととしており、毎年度開催した契約監視委員会において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。 ○契約監視委員会で示された意見への対応について https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline3/kouhyou17.html ○予定されている契約の事前公表について https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成30年1月31日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。 エ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、「一般競争入札及び企画競争を行う場合の「1者応札・1者応募」の改善に係る取組状況の総務経理部総務課における点検について」について、令和3年3月に、「総務課は入札公告及び入札説明書に、入札手続の過程において1者応札・1者応募となることが判明した場合、同手続を中断し、再公告を実施する旨を明記するよう指示すること」、令和4年3月に、「応募予定者等のうち入札等に参加しなかった者に対し、不参加の具体的な理由等についてアンケート調査を実施し、その改善策を検討することとしてきたが、これに加え、不参加者がいなかった場合においても有効な改善策を記入すること」等を内容とする改正を行った。	入札が0件となることが十分に見込まれるところ。 以上のことから、中期目標を上回る水準を達成すると見込まれることから、Aとする。 <課題と対応> 引き続き、一般競争入札等の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施する。
--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断して再度公告を行うという法人独自の取組を導入したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現していることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	A
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	電子化の推進

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	4 電子化の推進 業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、業務の電子化の推進に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 業務の電子化について、以下に取り組んだ。 ・ ファイルサーバの管理は農業、林業及び漁業の各部門において実施していたが、各部門での情報共有を可能とするため平成30年9月に全部門共有のファイルサーバを導入した。 ・ 電子決裁機能及びグループウェア機能を搭載した文書管理システムを令和元年4月に導入した。 ・ 原則電子決裁にすることや内部会議へのPC持込み等ペーパーレス化を推進した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響にも対応しつつ、業務を円滑かつ効率的に実施するため、ウェブ会議サービス（Cisco Webex Meetings）やテレワークシステムを導入し活用している。 ・ その他、新たな財務会計システムを導入、林業業務システムについてセキュリティ機能を高めた機器更新を行う等、各種の情報システムの整備を進めた。 ○ 情報システム機器更新等に係る競争入札において1者応札とならないようにするため、調達仕様書の内容について複数の業者から意見を聞き、複数の業者が入札できるような内容に調整するという取組を行い、より低廉な価格での調達を実現した。	<自己評価> 評定：A 全部門共有のファイルサーバの導入、電子決裁の推進を行うとともに、中期目標・中期計画に掲げていなかったウェブ会議サービス、テレワークシステムを導入し、業務の電子化に向けての取組を進めた。 また、限りある予算の中で電子化を確実に進めるためには、より低廉な価格での調達を行う必要があるところ、情報システム機器更新等に係る競争入札において1者応札とならないようにするため、調達仕様書の内容について複数の業者から意見を聞き、複数の業者が入札できるような内容に調整するという取組を行い、より低廉な価格での調達を実現した。

				このように、電子化を推進するため、信用基金が自主的に中期目標の実現に大きく寄与する取組を行ったことから、Aとする。 <課題と対応> -
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 電子化の推進に向け、電子決裁の原則化、WEB 会議システムの導入等の取組を積極的に進めたことは評価できるものの、これらの取組は、コロナ禍における業務の継続に向けて社会に広く普及してきたものと認識しており、所期の目標を上回る成果があったとは判断し難く、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3－1		財務運営の適正化						
2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		3,431	2,878	3,030	2,519	2,607		
収益合計（A）		5,722	5,272	5,494	4,532	4,555		
政府事業交付金収入		54	37	49	11	10		
事業収入		5,669	5,235	5,445	4,521	4,545		
保険料収入		2,947	2,840	2,764	2,610	2,448		
回収金収入		2,722	2,395	2,681	1,911	2,097		
費用合計（B）		2,291	2,394	2,464	2,014	1,949		
政府事業交付金繰入		－	－	－	12	14		
事業費		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
保険金		2,291	2,394	2,464	2,001	1,934		
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A－B）		64	48	16	177	300		
収益合計（A）		737	574	659	595	416		
政府事業交付金収入		175	13	192	78	24		
事業収入		562	561	467	518	391		
保証料収入		293	279	309	301	257		
求償権回収収入		269	281	157	217	134		
費用合計（B）		673	525	642	419	116		
事業費		673	525	642	419	116		
代位弁済費		673	525	642	419	116		
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A－B）		1,161	1,367	731	1,297	1,473		
収益合計（A）		2,524	2,514	2,067	1,989	2,152		
政府事業交付金収入		960	1,096	757	608	898		
事業収入		1,564	1,418	1,310	1,381	1,253		
保険料収入		793	736	710	725	692		
回収金収入		772	683	600	656	562		
費用合計（B）		1,363	1,147	1,336	692	679		
事業費		1,363	1,147	1,336	692	679		
保険金		1,363	1,147	1,336	692	679		

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第5 財務内容の改善に関する事項 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。 <想定される外部要因> ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 財務運営の適正化 我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第1の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。 特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第1の2(1)の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 保険金及び代位弁済費の支出が、中期計画策定時で想定したよりも大幅に減少していることを背景に、農業信用保険勘定、林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定のいずれも第4期中期目標期間の業務収支は黒字となる見込み。 ただし、保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因の影響を受け、その対象となる農林漁業者の借入金返済が滞り、支払いが増加することで第4期中期目標期間の業務収支が赤字となる可能性も残っている。 ○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。 (農業信用保険勘定) 農業信用保険業務については、第1-1-(3)に記したとおり、基金協会との事前協議、適正な引受・支払審査、大口保険引受先を中心とした期中管理等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となる見込み。 (林業信用保証勘定) 林業信用保証業務については、第1-2-(3)に記したとおり、適正な引受審査、期中管理のための融資機関との情報共有、融資機関との適切なりスク分担等の取組により、代位弁済が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となる見込み。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、第1-3-(2)に記したとおり、基金協会との事前協議、保険引受審査、保険金支払審査に係る情報の共有及び意見調整等の取組により、保険金支払が抑制されたことから、第4期中期目標期間の業務収支は、黒字となる見込み。	<自己評価> 評価：B 勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んでおり、中期目標を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> —

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価 <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	B
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-2	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		24,836	24,194	24,252	23,360	23,329		
支出合計		21,513	21,652	21,755	21,564	21,682		
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		7,612	7,789	7,899	9,068	8,475		
支出合計		8,127	7,370	9,142	6,780	6,546		
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		15,761	18,485	14,996	19,068	14,083		
支出合計		14,175	17,701	14,159	16,990	13,247		
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		535	385	1,346	1,553	14		
支出合計		313	404	1,016	1,553	15		
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		6	6	6	10,582	67,277		
支出合計		19	14	17	15,528	67,230		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適正な業務運営を確保するものであるか	<主要な業務実績> ○ 第4期中期計画における予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する実績額（令和4年度は見込額。以下同じ。）は別紙のとおりである。予算（人件費の見積りを含む。）に対する決算の状況及び収支計画に対する決算の状況は、以下のとおりである。 ○ 予算に対する決算の状況（農業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回る見込みである。 （林業信用保証勘定） 木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回る見込みである。	<自己評価> 評定：B 適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施し、令和4年度においても引き続き実施する予定であり、中期計画を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> －

			(漁業信用保険勘定) 基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回る見込みである。 (農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定) 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 農業保険関係勘定では、第4期中期目標期間においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じる見込みである。 また、漁業災害補償関係勘定では、多くの魚種の不漁及び新型コロナウイルス感染症拡大の魚価低迷等による貸付けの増加及び貸付原資の借入れが見込みを上回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を上回る見込みである。 ○ 収支計画に対する決算の状況 (農業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において75億75百万円の当期総利益（注）を計上する見込みであり、この結果、令和4年度末の利益剰余金は284億67百万円となる見込みである。 （注）第4期中期目標期間における当期総利益（当期総損失）は、平成30年度～令和4年度の当期総利益合計額から当期総損失合計を差し引いたものである。以下同じ。 (林業信用保証勘定) 求償権懸念先の保証残高が減少したことに連動して、当該区分の引当額が減少したこと等から、保証債務損失引当金戻入が生じたこと等により、第4期中期目標期間において3億31百万円の当期総利益を計上する見込みであり、この結果、令和4年度末の利益剰余金は41億20百万円となる見込みである。 (漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、第4期中期目標期間において56億10百万円の当期総利益を計上する見込みであり、この結果、令和4年度末の利益剰余金は118億88百万円となる見込みである。 (農業保険関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回る見込みであること等により、第4期中期目標期間において29百万円の当期総利益を計上する見込みであり、この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億29百万円となる見込みである。 (漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、第4期中期目標期間において89百万円の当期総利益を計上する見込みであり、この結果、令和4年度末の利益剰余金は2億28百万円となる見込みである。	
--	--	--	---	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-3	決算情報・セグメント情報の開示

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
2 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3 決算情報・セグメント情報の開示 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	<主要な業務実績> ○ 勘定区分に応じた財務諸表のほか、財務内容の一層の透明性を確保するため、以下の情報を毎年度、信用基金ウェブサイトに掲載した。 ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ② 事業報告書について、 - 財務諸表のデータ - 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 - 主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	<自己評価> 評定：B 決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B
<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－4	長期借入金の条件

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
3 長期借入金の条件 基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	4 長期借入金の条件 基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 極力有利な条件で借入れを行っているか	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－5	短期借入金の限度額

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	5 短期借入金の限度額 農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において782億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 限度額の範囲内で行われたか	<主要な業務実績> （農業保険関係業務） ○ 農業共済団体に対する貸付原資とするため、令和2年6月に1件50百万円の短期借入を行った。令和2年度の借入金額は50百万円で、中期計画に定める限度額（782億円）の範囲内であった。 なお、同月に全額を償還したことから、令和3年3月末の借入残高はない。 ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。 （漁業災害補償関係業務） ○ 漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和3年2月以降、毎月短期借入を行い、令和2年度及び令和3年度の最大借入残高は52億円及び140億円であった。令和3年度においては、独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額を超えることについて、農林水産大臣に認可申請を行い、認可を得た額（227億円）の範囲内において借入れを行った。 なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、直近では令和4年3月末に全額借り換えを行った（令和4年3月末の借入残高は140億円。）。 ○ 借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	<自己評価> 評定：B 独立行政法人通則法第45条第1項ただし書きの規定に基づき、中期計画に規定する短期借入金の限度額（110億円）を超える借入について、農林水産大臣の認可を得て、その範囲内で借入れを行ったこと等から、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調査（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円について、令和2年度中に50億617万6千円、令和3年度中に38億6,329万4千円を国庫に納付する。 また、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円についても、令和2年度中に漁業信用基金協会に払い戻す。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> ○ 漁業信用保険業務に係る政府出資金の不要額（88億6,947万円）を令和2年度及び令和3年度に国庫納付 ・ 「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金88億6,947万円のうち、50億617万6千円について令和2年10月29日に、38億6,329万4千円について令和3年9月7日に国庫納付した。 ○ 漁業信用保険業務に係る民間出資金の不要額（3億4,020万円）を令和2年度に漁業信用基金協会に払戻し ・ 「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、漁業信用基金協会からの出資金3億4,020万円について、令和2年9月10日に漁業信用基金協会に払戻しを行った。	<自己評価> 評定：B 中期計画に定められたとおり、漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付に係る出資金の不要財産を国庫納付及び漁業信用基金協会に対し返還したことから、Bとする。 <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	B

<評定に至った理由>

中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

-

5. その他参考情報

-

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3-7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報	
-	

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第3－8	剰余金の使途

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	8 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ ネット機関としての役割の向 上のため、人材の育成・研修、 情報システムの充実等の使途 に使用する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 目的積立金は、中期計 画で定めた使途に使用 されているか	<主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定	
<評定に至った理由> －	
<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> －	
<その他事項> －	

5. その他参考情報
－

中期目標期間評価（見込評価） 項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4－1	施設及び設備に関する計画

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> なし	<主要な業務実績> (実績は、なし)	<自己評価> 評定：－ <課題と対応> －

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評定 <評定に至った理由> － <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

5. その他参考情報
－

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤職員数								
定員	113名	113名	113名	113名	113名	113名		
実員（期初。再雇用を含む。）	－	108名	110名	108名	110名	111名		期初は、各年度の4月1日現在である。
実員（期末。再雇用を含む。）	－	99名 （106名）	101名 （105名）	97名 （102名）	102名 （108名）	102名 （107名）		期末は、各年度の3月31日現在である。 カッコ内は、期末の退職者を含む常勤職員数である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
1 職員の人事 (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。 (2) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (3) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 人員 業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、期末の常勤職員数が期初の常勤職員数（113名）を上回らないようにする。 (2) 人件費の効率化 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレズ指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、	<主な定量的指標> ○ 定員及び実員の推移 <その他の指標> なし <評価の視点> 人員体制、人件費の効率化、人事評価及び人材の確保・養成に向けた取組は行われている	<主要な業務実績> (1) 人員 ○ 業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った結果、令和4年3月31日時点で102名（令和3年3月末の退職者を含めると107名）となり、令和4年度末（令和5年3月31日）においても、113名を上回らない見込である。 ○ 令和元年度に、以下のとおり組織体制を大幅に見直した。 ・ 職員の士気の向上に資するよう「上席課長補佐」「主任」という新たな職名の設置 ・ 部署の名称の簡素化及び部門を超えた名称の統一化 ・ 部門横断的な事務遂行の一体化の促進に向けて、①複数の部門に係る企画事務の一体化、②情報システムに関する事務の集約化、③経理業務の見直し（②と③については令和元年10月より施行。） ○ 令和3年度に、以下のとおり組織体制を見直した。 ・ 「上席課長補佐」を廃止し、「課長代理」という新たな職名の設置。 ○ 令和4年度に、以下のとおり組織体制を見直した。 ・ 「システム管理課」の名称を「IT活用課」に変更し、システム整備に関する組織見直しを実施。 (2) 人件費の効率化 ○ 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正した。	<自己評価> 評定：B 新卒及び銀行経験者等を採用し定員の範囲内で人材の確保を行った。また、人事評価の適正化、研修の確実な実施及びフォローアップを行い、人材の養成に取り組んだ。 給与水準については、年度によって対国家公務員地域・学歴別指数が100を僅かながら上回った年もあったが、国との人事交流等による影響があることもあり、給与水準の抑制策の実施に努めていることから、Bとする。 <課題と対応> 給与水準の抑制のた

イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。	給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (参考) 期中の人件費総額（見込み）5,569百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。 (3) 人事評価 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。 イ 人材の養成 個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。		○ 給与水準について、対国家公務員地域・学歴別指数の平成 30 年度は 99.6、令和元年度は 98.9、令和 2 年度は 101.4、令和 3 年度は 100.1。 信用基金は、業務の性格から、業務ごとに専門性の高い能力と実績を有する責任者を配置する必要がある、管理職の割合が高くなっているところ、これまで特別都市手当（国の地域手当に相当）の引上げの抑制（国と比較し、7%抑制）や、管理職割合の引下げ等の措置により、給与抑制の努力をしてきた。 令和 3 年度も、管理職割合を 11.8%ポイント減（36.8%→25.0%）とするなど、給与水準抑制の努力を行ったが、国の指数があらかじめわからないため、100 を超過するかは見込めなかったところであり、信用基金の努力には限界があった。 (3) 人事評価 ○ 能力評価、業績評価により、人事評価を行い、期首・期末面談を行った。 ○ 人事評価のプロセスの一環として、30 年度上半期より、新たに管理職員と課員の面談を実施。 ○ 人事評価の結果については、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として反映。 ○ 役員の期末特別手当については、役員給与規程により、主務大臣が行う業績評価の結果を参考として、その者の業績を勘案して支給。 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金人事評価実施規程」を改正し、日常の職務遂行状況等を踏まえた、よりきめ細やかな評価を行うため、日頃から職員と職務上接する機会が多い副理事長及び各部門を担当する総括理事を調整者として新たに加えた。また、新たに理事長を「実施権者」とし、実施権者は、公平性の観点から調整者による調整について審査を行い、全体の評価を最終的に決定することとした。 (4) 人材の確保、人材の養成 ア 人材の確保 ○ 外部から登用した金融機関勤務経験者、再雇用した定年退職職員を適所に配置し、その専門知識や経験を業務に生かした。 ○ 新規職員の採用について、新卒のほか、銀行等の社会人経験者を採用し、多様な人材を確保した。 ○ 労働契約法に基づく有期労働者職員（派遣職員）の無期転換ルールに対応するため、平成 30 年 9 月に非常勤職員就業規則を制定し、現在非常勤職員 3 名採用中。 イ 人材の養成 ○ 「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行い、必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築した。 ○ 役職別（職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修カリキュラムの実施。	め、これまで実施してきた対応策を講ずることとする。
--	---	--	--	----------------------------------

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 人件費の効率化に関し、中期計画においては、「国家公務員のラスパイレス指数（地域・学歴別指数）が100を上回らない水準」としているところ、令和2年度及び令和3年度の当該水準は、僅かに100を上回る結果となった。 これについては、法人における給与水準の設定は、翌年度（6月頃）に公表される国家公務員ラスパイレス指数をあらかじめ見通した上で、現年度における給与水準を先んじて設定する必要があるという事情にも鑑みれば、中期目標に基づく法人自身による取組は十分なされたと認められることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	
5. その他参考情報	
-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主な経年データ								
評価対象となる指標	指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	3 積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、各業務に充てられているか	<主要な業務実績> ○ 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（令和2年度の30億80百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 なお、令和4年度は収支計画で当期純損失（7億12百万円）を計上する見込みであるため、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行う見込みである。 ○ 林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（平成30年度の4億8百万円、令和元年度の4億83百万円及び令和2年度の5億82百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 令和3年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 なお、令和4年度は収支計画で当期純損失（4億円）を計上する見込みであるため、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行う見込みである。 ○ 漁業信用保険勘定については、毎年度当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 なお、令和4年度は収支計画で当期純損失（5億40百万円）を計上する見込みであるため、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行う見込みである。 ○ 農業保険関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（令和2年度の1百万円及び令和3年度の3百万円）の補てんに充てるために取り崩した。 他の年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 なお、令和4年度は収支計画で当期純利益（当期総利益）を計上する見込みであるため、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わない見込みである。 ○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、同勘定の当期純損失（平成30年度の4百万円、令和元年度の10百万円及び令和2年度の10百万円）の補	<自己評価> 評定：B 前中期目標期間繰越積立金については、各勘定で当期純損失が計上された場合に取崩しを行い、適正に処理されている。また、令和4年度においても当期純損失が計上された場合は、適正に取崩しを行う見込みであることなど、中期計画を達成すると見込まれることから、Bとする。 <課題と対応> －

			てんに充てるために取り崩した。 令和３年度においては、当期純利益を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わなかった。 なお、令和４年度の収支計画で当期純利益（当期総利益）を計上する見込みであるため、前中期目標期間繰越積立金の取崩しを行わない見込みである。	
--	--	--	--	--

4. 主務大臣による評価	
主務大臣による評価	
評価	B
<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -	

5. その他参考情報
-